

令和 5 年度

多良木町上水道事業会計決算審査意見書

多良木町監査委員

令和5年度 多良木町上水道事業会計決算審査意見書

第1 審査概要

1 審査の期間

令和6年7月5日

2 審査場所

監査室

3 審査の概要

令和5年度多良木町上水道事業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書、その他関係諸表の提示を求め、①決算書類が地方公営企業法等に準拠して作成されているか②企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか③事業が地方公営企業法第3条に規定する「企業の経済性を発揮し公共の福祉を増進する」という原則に則り運営されているか等に審査の主眼をおいて実施した。

第2 審査結果について

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等に順拠して作成されており、事業の経営成績及び水道事業の経営成績及び財政状態も正しく表示されている。また、事業法地方公営企業法第3条に規定する「企業の経済性を発揮し公共の福祉を増進する」という原則に則り運営されているものと認められる。

2 決算状況について

(1) 事業収益

ア 給水収益

本年度の給水収益は119,165,907円（前年度146,499,177円）で、前年度より27,333,270円（前年度3,813,770円の減）の減となっている。給水収益が大きく減収となったのは、県の物価高騰対応生活者支援交付金を活用し、多良木町上水道負担軽減事業として水道料金の基本料金部分を4か月間減免としたためであり、その減免した料金分については、一般会計より補助金（27,135,460円）として受け入れている。

また、給水戸数は、3,535戸（前年度3,548戸）で前年度より13戸減少している。普及率は、計画給水人口10,465人（前年度10,465人）に対し給水人口8,699人（前年度8,814人）で前年度に比べ115人減少し、83.1%（前年度84.2%）となっている。

イ 事業収益

年間事業収益は、161,343,506円（前年度161,945,056円）で、前年度より601,550円減収となった。

事業収益＝給水収益＋その他の営業収益＋営業外収益（受取利息＋長期前受金戻入＋他会計補助金＋雑収益）

(2) 事業費用

事業費用は、116,280,362円（前年度132,957,457円）で、前年度より16,677,095円減少した。

事業費用＝原水及び浄水費＋配水及び給水費＋総係費＋減価償却費＋
営業外費用（支払利息＋その他営業外費用）

(3) 純利益

純利益は、営業収益は若干減収となったものの、事業費用の削減に取り組んだ結果、45,063,144円（前年度28,987,599円）の黒字であり前年度より16,075,545円の増となった。

（事業収益）	（事業費用）	（当年度純利益）
161,343,506円	－ 116,280,362円	＝ 45,063,144円

※（損益計算書…別表1）

3 経営状況について

上水道事業における経営状態について、本町は総務省が示している経営指標のうち、①経常収支比率②料金回収率③有形固定資産減価償却率を採用しているが、各比率は以下のとおりである。

(1) 経営の健全性・効率性

ア 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要となる。

令和5年度の本町の経常収支比率は、有収水量の減少に伴う給水収益の減少はあったものの、138.75%（前年度121.80%）で、健全経営の水準とされる100%を大きく上回っており、前年度より16.95ポイント改善している。

令和4年度の類似団体の平均値は104.82%であることから、類似団体と比較しても良好な状況にある。

※ 経常収支比率の算出式

事業利益（161,343,506円） / 事業費用（116,280,362円） × 100 = 138.75%

イ 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄われているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。

当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。

令和5年度の本町の料金回収率は115.72%（前年度122.98%）で、事業に必要な

な費用を給水収益で賄えており、前年度より7.2ポイント下がったものの、100%を上回っており、事業に必要な費用を給水収益で賄えている。

令和4年度の類似団体の平均値は82.29%であることから、類似団体と比較しても良好な状況にある。

※料金回収率の算出式

$$\text{供給単価 (157.50円)} / \text{給水原価 (136.10円)} \times 100 = 115.72\%$$

※供給単価

$$\text{給水収益 (119,165,907円)} / \text{有収水量 (756,611m}^3\text{)} = 157.50\text{円}$$

※給水原価

$$\begin{aligned} &(\text{事業費用 (116,280,362円)} - \text{長期前受金戻入 (13,307,746円)}) \\ &\quad / \text{有収水量 (756,611m}^3\text{)} = 136.10\text{円} \end{aligned}$$

(2) 老朽化の状況（有形固定資産減価償却率）

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。

当該指標については、明確な数値基準はないが、一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することが可能である。

令和5年度の本町の有形固定資産減価償却率は、65.54%（前年度64.37%）で、令和4年度の類似団体の平均値は50.02%であることから平均値より15%以上高くなっており、本町においては施設の老朽化が進んでいることがうかがえる。

※ 有形固定資産減価償却率の算出式

$$\text{有形固定資産減価償却累計額 (2,316,077千円)} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価額 (3,533,642千円)} \times 100 = 65.54\%$$

第3 監査委員意見

1 水道料金の決定方法

水道料金は、まず、前提として「水道事業は税金でなく、利用者の水道料金で賄われている」ため、各水道事業の諸条件が相違することにより、水道事業体によって水を作るのに必要となる費用が違うため、水道料金に差異が生じている。

水道料金が決まる諸条件としては、以下の4つが挙げられる。

(1) 給水地域における地理的要因

水源の種類やその取得条件（地下水、河川水、ダムなど）の違い

(2) 給水地域における歴史的要因

水道布設年次や水道建設費用の額など

(3) 社会的要因

人口密度や生活様式などによる需要構造の違い

(4) 外部経済要因
水道資源の質的悪化など

例えば、水源が遠い地域にある場合（地理的要因）は、水を送り届ける水道管の距離が長くなれば維持費などが高額となり、その分水道料金で回収すべき費用もかき水道料金も高くなる。

2 本町の上水道事業の現状

本町においては、人口減少により給水水量が減少し、水道事業の収益は減少しているものの、関係職員のコスト意識をもった事業運営により、令和5年度も単年度収支は黒字が確保されており、経営の健全性・効率性を示す指標（経常収支比率、料金回収率）も良好な数値であり、健全な事業運営が行われている。

しかし、施設の老朽化を示す指標（有形固定資産減価償却率）は高い数値にあり、類似団体より老朽化が進んでいる状況にある。

3 上水道事業の今後の課題

(1) 人口減少による水道料金収入の減少

上水道事業は、企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠である。

しかし、水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また、今後も人口減少等の影響を受け、ますますその傾向は顕著になると見込まれ、経営環境は厳しさを増すことが懸念される。

(2) 資材及びエネルギー価格の高騰

近年の世界情勢を受け、資材価格やエネルギー価格の高騰が続くことが懸念され、営業費用が増大することが見込まれる。

(3) 施設等の老朽化

高度成長期に整備された水道施設については、耐用年数が経過しており、今後、それらの施設の更新・耐震化が急務となっている。特に、水道管路は、法定耐用年数（40年）を大幅に経過している状況にあるが、更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。

(4) 職員の確保と人材育成

水道事業に携わる職員数は、全国的に減少しており、特に小規模事業体では職員数が著しく少ないのが現状であり、本町においても例外ではない。

今後、少子化に伴う生産年齢人口の減少により、水道事業に係る専門的な知識を有した職員の確保が難しくなると見込まれる。

4 水道事業については、上記記載のとおり経営課題が山積しており、山積している課題を解決し上水道事業を健全に運営し、町民に「安全・安心でおいしい水」を安定的

に供給していくためには、収入増加が見込めない中、今まで以上にコスト意識をもって支出削減を図っていくことが重要である。また、上水道事業は、企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、水道事業に係る事業経費を賄えるだけの収入の確保が不可欠であることから、水道料金については必要に応じ見直しを行い適正な料金設定を図られたい。

- 5 最後に、厳しい事業運営の中、1事業者として経営という理念をもって職務に精励している関係職員に敬意を表するとともに、今後も町民に「安全・安心でおいしい水」が安定的に供給されることを切望して総括としたい。

- | |
|--|
| <p>注 1 文中及び各表中の金額で、千円単位（単位未満は四捨五入）で表示していることがある。そのため差額また合計額が円単位での実施と一致しない場合がある。</p> <p>2 比率（％）については、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。</p> <p>3 表中等の△印はマイナスを表する。</p> |
|--|